

規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十二号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の表三十七の二号中「並びに法附則第十一条の四第二項」を削る。

附則第十四項中「附則第二十二條の四第一項又は第二項」を「附則第二十二條の四」に改める。

別記様式第四号（一の二）を次のように改める。

別記様式第四号 (一の二) (個人の事業税)

年度 埼玉県 個人事業税 納税通知書

様

年度	年度	税目	個人事業税	納税番号	所得年	年
業種	課税標準額		税率	税額		
第種	千円		%	円		
区		分		納付額	納期限	
				円	年 月 日	
				円	年 月 日	

上記のとおり納めてください。

年 月 日 埼玉県 県税事務所長 印

納税のときは、この通知書を持参してください。

- 課税の根拠
個人の事業税は、地方税法第72条の2及び埼玉県条例第31条の規定により課されます。
- 納付方法については、裏面を御覧ください。
- 延滞金等
納期限までに税金を納付しなかった場合においては、督促及び滞納処分が行われるほか、地方税法の定めるところによって延滞金が徴収されます。
- 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間です。
- 賦課に不服がある場合の救済方法
この納税通知書による個人の事業税の賦課に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされています。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- その他不明な点がありましたら、県税事務所にお問合せください。

77 埼玉県 公 通常払込料金 加入者負担

領収済通知書 個人事業税

加入者名	口座記号番号	合計金額	円
取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分
税目コード	納税番号	所得年	調定事由
県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日

埼玉県 納付書 公 通常払込料金 加入者負担

(払込金受領証) 個人事業税 (原符)

加入者名	口座記号番号
納付番号	納付区分
納税番号	
所得年	調定事由
納付額	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	年 月 日
延滞金特例期間の末日	年 月 日
納税者	
年度	領収日付印
税目	
県税	

様

年 度	年度	納 税 番 号	
所 得 年	年 区 分		
納 期 限	年 月 日		
延滞金特例期間の末日	年 月 日		

ゆうちょ銀行・郵便局では、本所に領収印は押印されます。左側の納付書が領収証書に代えて交付されます。ATMやパソコン等で納付（スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト納付）した場合は、領収日付印がないため領収証書として使用できません。証書が必要な場合は、金融機関の窓口等で納付してください。

埼玉県 県税事務所

年度 埼玉県 個人事業税 領収証書

領収金内訳

納付額	円
延滞金	円
合計金額	円

上記のとおり領収しました。

領収日付印

(納税者保管)

(コンビニエンスストア本部控/県税保管)

(ゆうちょ銀行・郵便局一筆収者) (コンビニエンスストア本部控/金融機関受領)

備考 裏面には納付方法を記載し、交付すること。

別記様式第四号（三の三）及び別記様式第四号（四）を次のように改める。

別記様式第四号（三の三）（不動産取得税）

年度 埼玉県 不動産取得税 納税通知書

様

年度	年度	税目	不動産取得税	納税番号	
課税標準額			税率	税額	納付すべき税額
千円			%	円	円
千円			%	円	
住宅用土地等の軽減済額			円	納期限	年 月 日
不動産の種類				不動産の所在地	

上記のとおり納めてください。

年 月 日 埼玉県 県税事務所長 印

納税のときは、この通知書を持参してください。

- 課税の根拠
不動産取得税は、地方税法第73条の2及び埼玉県条例第32条の規定により課されます。
- 納付方法については、裏面を御覧ください。
- 延滞金等
納期限までに税金を納付しなかった場合においては、督促及び滞納処分が行われるほか、地方税法の定めるところによって延滞金が徴収されます。
- 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間です。
- 賦課に不服がある場合の救済方法
この納税通知書による不動産取得税の賦課に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、
(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- その他不明な点がありましたら、県税事務所にお問合せください。

77 埼玉県 公 通常払込料金 加入者負担

額収済通知書 不動産取得税

加入者名	口座記号番号	合計金額	円
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分
税目コード	納税番号	調定事由	
県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日

34

税額	円	延滞金	円	額収日付印
納税番号	コンビニ収納			

(コンビニエンスストア本部控/県税保管)

埼玉県 納付書 公 通常払込料金 加入者負担

(払込金受領証) 不動産取得税 (原行)

加入者名	口座記号番号	合計金額	円
納付番号	確認番号	納付区分	
納税番号	調定事由		
税額	円	延滞金	円
合計金額	円	納期限	年 月 日
延滞金特例期間の末日	年 月 日	納税者	
延滞金特例期間の末日	年 月 日	年度	額収日付印
税目	県税	額収日付印	

(ゆうちょ銀行・郵便局一筆収者) (コンビニエンスストア本部控/金融機関受領)

年度 埼玉県 不動産取得税 領収証書

様

年度	年度	納税番号	
納期限	年 月 日		
延滞金特例期間の末日	年 月 日		

ゆうちょ銀行・郵便局では、本件に領収印は押印されず、左記の納付書が領収証書に代えて交付されます。ATMやパソコン等で納付（スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト納付）した場合は、領収日付印がないため領収証書として使用できません。証書が必要な場合は、金融機関の窓口等で納付してください。

埼玉県 県税事務所

領収金内訳

税額	円
延滞金	円
合計金額	円

上記のとおり領収しました。

額収日付印

(納税者保管)

備考 裏面には納付方法を記載し、交付すること。

別記様式第四号（四）（自動車税（種別割））

77	埼玉県	年度	公	通常払込料金 加入者負担
領収済通知書 自動車税（種別割）				
加入者名	口座 記号番号		合計 金額 円	
収納機関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分	
税目コード	登録番号	課税相当地度	調定 事由	
県税コード	県税事務所	自動車税	年度	納期限 年 月 日

34

税 額	円	延 滞 金	円
納 税 者			
コンビニ 収納			

領 収 日 付 印

（コンビニエンスストア本部控/車税保管）

埼玉県 納付書	公	通常払込料金 加入者負担
（払込金受領証） 自動車税（種別割）（原符）		

加入者名	口座 記号番号	
納付 番号		
登 録 番 号		
課税相当地度	調定 事由	
税 額	円	
延 滞 金	円	
合 計 金 額	円	
納 期 限	年 月 日	
延滞金特例期間 の末日	年 月 日	
納税者		
年度	領 収 日 付 印	
税目		
県税		

（ゆうちょ銀行・郵便局一併控）
（コンビニエンスストア本部控/金融機関保管）

年度 埼玉県 自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書

登録番号（車のナンバー）	課税年度	課税相当地度	調定事由

納 期 限
年 月 日

税 額（税 率）	円
延 滞 金	円
合 計 金 額	円

右のとおり納付してください。ゆうちょ銀行・郵便局では、未片に領収印は押印されず、左片の納付書が領収証書に代えて交付されます。
ATMやコンビニ等で納付（ネットバンク決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト納付）した場合は、領収日付印がないため領収証書として使用できません。証書が必要な場合は、金融機関の窓口等で納付してください。

年 月 日
埼玉県自動車税事務所長 印

領 収 日 付 印

（納税者保管）

備考 裏面には、納付方法、賦課の根拠となつた法律及び条例の規定、納期限までに税金を納付しなかつた場合においてとられるべき措置、賦課に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。

別記様式第四号（五の二）を次のように改める。

別記様式第四号（五の二）（鉱区税）

年度 埼玉県 鉱区税 納税通知書

様

年 度	年度	税 目	鉱 区 税	納 税 番 号	
鉱 業 権 登 録 番 号	対 象 年	年	納 期 限	年 月 日	
課 税 標 準	百アール	税 率 (百アールごと)	円	税 額	円

上記のとおり納めてください。

年 月 日 埼玉県 税事務所長 印

納税のときは、この通知書を持参してください。

- 課税の根拠
鉱区税は、地方税法第178条及び埼玉県条例第56条の規定により課されます。
- 納付方法については、裏面を御覧ください。
- 延滞金等
納期までに税金を納付しなかつた場合においては、督促及び滞納処分が行われるほか、地方税法の定めるところによって延滞金が徴収されます。
- 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間です。
- 課税に不服がある場合の救済方法
この納税通知書による鉱区税の賦課に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく自動車税事務所を經由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、
(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき
(2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。
- その他不明な点がありましたら、自動車税事務所にお問合せください。

77 埼玉県 公 通常払込料金加入者負担

細収済通知書 鉱区税

加入者名	口座記号番号	合計金額	円
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分
税目コード	納税番号	対象年	測定事由
県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日

34

税 額	円	延 滞 金	円
納 税 者			

(県税事務所保管)

埼玉県 納付書 公 通常払込料金加入者負担

(払込金受領証) 鉱区税 (原符)

加入者名	口座記号番号	合計金額	円
納付番号	確認番号	納付区分	
納税番号			
対 象 年	測定事由		
税 額		円	
延 滞 金		円	
合計金額		円	
納 期 限		年 月 日	
延滞金特例期間の末日		年 月 日	
納税者			
年度	額		
税目	収		
県税	日		
	付		
	印		

(ゆうちょ銀行・郵便局→納税者)(金融機関保管)

年度 埼玉県 鉱区税 領収証書

様

年 度	年度	納 税 番 号	
対 象 年	年	鉱 業 権 登 録 番 号	
納 期 限	年 月 日		
延滞金特例期間の末日	年 月 日		

ゆうちょ銀行・郵便局では、本邦に領収印は押印されず、必ず納付書が領収証書に代えて交付されます。パソコンの領収書（ペイジー）で納付した場合は、領収日付印がいたる領収証書として使用できません。証書が必要な場合は、金融機関の窓口等で納付してください。

埼玉県 税事務所

領収金内訳

税 額	円
延 滞 金	円
合 計 金 額	円

上記のとおり領収しました。

領 収 日 付 印	
-----------	--

(納税者保管)

備考 裏面には納付方法を記載し、交付すること。

別記様式第四号の四（一）を次のように改める。

別記様式第四号の四（一）（個人の事業税の第二期用）

77	埼玉県 納付書	公	通常払込料 加入者負担
領収済通知書 個人事業税			
加入者名	口座 記号番号	合計 金額	円
取納機 関 番	納付 番号	確認 番号	納付 区分
税目コード	納税番号	所得年	調定 事由
県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼			
34			
第2期 納付額	円	延滞金	円
納 税 者	額 取 日 付 印		
コ ン ビ ニ エ ン ス	額 取 日 付 印		
(コンビニエンスストア本部控/県税保管)			

埼玉県 納付書	公	通常払込料 加入者負担
(払込金受領証) 個人事業税 (原符)		
加入者名	口座 記号番号	合計 金額
納付 番号	確認 番号	納付 区分
納税番号	所得年	調定 事由
第2期 納付額	円	延滞金
延滞金	円	合計金額
延滞金特例期間 の末日	年 月 日	納期限
延滞金特例期間 の末日	年 月 日	納税者
年度	額 取 日 付 印	額 取 日 付 印
税目	額 取 日 付 印	額 取 日 付 印
県税	額 取 日 付 印	額 取 日 付 印
(ゆうちょ銀行・郵便局一納税者 コンビニエンスストア本部控/県税保管)		

埼玉県 個人事業税 領収証書

様

年 度	年度	納 税 番 号	
所 得 年	年 区 分		
納 期 限	年 月 日		
延滞金特例期間 の末日	年 月 日		

ゆうちょ銀行・郵便局では、本方に領収印は押印されず、左方の納付書が領収証書に代えて交付されます。
 店舗のパソコン等で納付（スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンク、ダイレクト
 納付）した場合は、領収日付印がないため領収証書として使用できません。証書が必要な場合は、金融機関の窓口等
 で納付してください。

埼玉県 県税事務所	額 取 日 付 印 (納税者保管)
-----------	--------------------------------------

別記様式第四号の五（二の三）を次のように改める。

別記様式第四号の五（二の三）（法人の県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税、自動車税（種別割）以外の税目）

<p>77 埼玉県 公 通常払込料金 加入者負担</p> <p>額収済通知書 税</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座 記号番号</td> <td>合計 金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収納機関 番号</td> <td>納付 番号</td> <td>確認 番号</td> <td>納付 区分</td> </tr> <tr> <td>税目コード</td> <td>納税番号</td> <td>期(月)別</td> <td>測定 事由</td> </tr> <tr> <td>県税コード</td> <td>県税事務所</td> <td>年度</td> <td>納期限 年 月 日</td> </tr> </table> <p>34</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税 額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> <td>額 取 日 付 印</td> </tr> <tr> <td>過少申告・ 不申告加算金</td> <td>円</td> <td>重加算金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納税者 コンビニ収納</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(コンビニエンスストア本部控/県税保管)</p>	加入者名	口座 記号番号	合計 金額	円	収納機関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分	税目コード	納税番号	期(月)別	測定 事由	県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日	税 額	円	延滞金	円	額 取 日 付 印	過少申告・ 不申告加算金	円	重加算金	円		納税者 コンビニ収納					<p>埼玉県 納付(入)書 公 通常払込料金 加入者負担</p> <p>(払込金受領証) 税 (原符)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座 記号番号</td> <td>合計 金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付 番号</td> <td>確認 番号</td> <td>納税 番号</td> <td>測定 事由</td> </tr> <tr> <td>期(月)別</td> <td>延滞金</td> <td>延滞金 加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>円</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td>延滞金特例期間 の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>納税者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年度</td> <td>額 取 日 付 印</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県税</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(ゆうちょ銀行・郵便局一納税者) (コンビニエンスストア本部控/金額別保管)</p>	加入者名	口座 記号番号	合計 金額	円	納付 番号	確認 番号	納税 番号	測定 事由	期(月)別	延滞金	延滞金 加算金	円	重加算金	円	合計金額	円	納期限	年 月 日	延滞金特例期間 の末日	年 月 日	年度	額 取 日 付 印	税目		県税		<p style="text-align: center;">埼玉県 税 額収証書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年 度</td> <td>年 度</td> <td>納 税 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金特例期間 の 末 日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 付 指 定 日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">額収金内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>過少申告 加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>不申告 加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計 金 額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">延滞金は納付指定日現在の計算です。</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり領収しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>額 取 日 付 印</td> <td>(納税者保管)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">埼玉県 税事務所</p> <p style="font-size: small;">納付方法等については、裏面を御覧ください。 ゆうちょ銀行・郵便局では、本共に領収印は押印されず、左側の納付書が額収証書に代えて交付されます。</p>	年 度	年 度	納 税 番 号		納 期 限	年 月 日			延滞金特例期間 の 末 日	年 月 日			納 付 指 定 日	年 月 日			税 額	円	延 滞 金	円	過少申告 加算金	円	不申告 加算金	円	重加算金	円	合 計 金 額	円	額 取 日 付 印	(納税者保管)
加入者名	口座 記号番号	合計 金額	円																																																																																						
収納機関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分																																																																																						
税目コード	納税番号	期(月)別	測定 事由																																																																																						
県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日																																																																																						
税 額	円	延滞金	円	額 取 日 付 印																																																																																					
過少申告・ 不申告加算金	円	重加算金	円																																																																																						
納税者 コンビニ収納																																																																																									
加入者名	口座 記号番号	合計 金額	円																																																																																						
納付 番号	確認 番号	納税 番号	測定 事由																																																																																						
期(月)別	延滞金	延滞金 加算金	円																																																																																						
重加算金	円	合計金額	円																																																																																						
納期限	年 月 日	延滞金特例期間 の末日	年 月 日																																																																																						
年度	額 取 日 付 印																																																																																								
税目																																																																																									
県税																																																																																									
年 度	年 度	納 税 番 号																																																																																							
納 期 限	年 月 日																																																																																								
延滞金特例期間 の 末 日	年 月 日																																																																																								
納 付 指 定 日	年 月 日																																																																																								
税 額	円																																																																																								
延 滞 金	円																																																																																								
過少申告 加算金	円																																																																																								
不申告 加算金	円																																																																																								
重加算金	円																																																																																								
合 計 金 額	円																																																																																								
額 取 日 付 印	(納税者保管)																																																																																								

備考 1 裏面には納付方法等を記載し、交付すること。
2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第四号の五（四の二）を次のように改める。

別記様式第四号の五（四の二）（法人の県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税）

77 埼玉県 法人県民税・事業税 特別法人事業税又は地方法人特別税 公 通常払込料金 加入者負担

領収済通知書		口座 記号番号	合計 金額	円	
加入 者名					
収納機 関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分		
税目コード	納税番号	事業年度始期	調定 事由		
県税コード	県税事務所	年度	納期限	年 月 日	

34

県民税	税 額	円	延滞金	円	領 収 日 付 印
事業税 特別税	税 額	円	延滞金	円	
納税者	過少申告・ 不申告加算金	円	重加算金	円	

(県税事務所保管)

埼玉県 納付書 公 法人県民税・事業税 通常払込料金 加入者負担

(払込金受領証) (原簿) 特別法人事業税又は地方法人 特別税

加入者名	口座記号番号	
納付 番号	納付 区分	
納税番号		
事業年度始期	調定 事由	
税 額	円	
延滞金	円	
過少・不申告 加算金	円	
重加算金	円	
合計金額	円	
納期限	年 月 日	
延滞金特例期間 の末日	年 月 日	
納税者		
年度	領 収 日 付 印	
税目		
県税		

(ゆうちょ銀行・郵便局へ納付者)

(金融機関保管)

埼玉県 法人県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税 領収証書

様

年 度	年 度	納 税 番 号	
事業年度始期		調 定 事 由	
納 期 限	年 月 日		
指定納期限	年 月 日		
延滞金特例期間 の 末 日	年 月 日		
納付指定日	年 月 日		

納付方法等については、裏面を御覧ください。
ゆうちょ銀行・郵便局では、本件に領収印は押印されず、左方の納付書が領収証書に代えて交付されます。

埼玉県 県税事務所

領収金内訳

法人 県 民 税	税 額	円
	延滞金	円
	計	円
法 人 事 業 税 又 は 地 方 法 人 特 別 税	税 額	円
	延滞金	円
	過少申告 加算金	円
	不申告 加算金	円
	重加算金	円
	計	円
	合計金額	円

延滞金は納付指定日現在の計算です。

上記のとおり領収しました。

領 収 日 付 印	
-----------	--

(納税者保管)

備考 1 裏面には納付方法を記載し、交付すること。
2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第四号の五（五の三）を次のように改める。

別記様式第四号の五（五の三）（自動車税環境性能割・自動車税（種別割））

77	埼玉県	公	通常払込料金 加入者負担	
領収済通知書 税				
加入者名	口座記号番号	合計金額		円
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	
税目コード	登録番号	課税相当年度	調定事由	
県税コード	県税事務所	自動車税	年度	納期限
				年 月 日
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼				
34				
税額	円	延滞金	円	
納税者 コンビニ収納				領収日付印 <small>(コンビニエンスストア本部税/県税保管)</small>

埼玉県 納付書	公	通常払込料金 加入者負担	
(払込金受領証) 税 (原符)			
加入者名	口座記号番号		
納付番号	登録番号		
課税相当年度	調定事由		
税額	円		
延滞金	円		
合計金額	円		
納期限	年 月 日		
延滞金特例期間 の末日	年 月 日		
納税者			
年度	税目	県税	領収日付印 <small>(伊うちま銀行・郵便局(領収票) コンビニエンスストア本部税/全額 機関保管)</small>

埼玉県 税 領収証書			
登録番号(車のナンバー)	課税年度	課税相当年度	調定事由
納 期 限			
年 月 日			
税 額			
円			
延 滞 金			
円			
合 計 金 額			
円			
延滞金は納付指定日現在の計算です。			
延滞金特例 期間の末日	年 月 日	上記のとおり領収しました。	
納付指定日	年 月 日	領収日付印 <small>(納税者保管)</small>	
<small>伊うちま銀行・郵便局では、本邦に領収印は押印できず、左側の納付書が領収証書に代えて交付されます。 ATMやパソコン等で納付(スマートフォン決済アプリ、クレジットカード等)、オンライン決済(コンビニエンスストア、ダイレクト納付)した場合は、領収日付印がないため領収証書として使用できません。証書が必要な場合は、金融機関の窓口等で納付してください。</small>			
埼玉県自動車税事務所			

備考 1 裏面には納付方法等を記載し、交付すること。
2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第十四号（一の二）を次のように改める。

別記様式第十四号（一の二）（法人の県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税、自動車税（種別割）以外の税目）

埼玉県 領収済通知書												埼玉県 納付(入)書												埼玉県 税 督促状兼領収証書																							
税												税 (原符)												様																							
加入者名				口座番号				合計金額				円				加入者名				口座番号				納付番号				納付区分				納税番号				期(月)別				調定事由				領収金内訳			
税目コード				納税番号				期(月)別				調定事由				納期限				年 月 日				年度				年度				納税番号				税 額				円							
県税コード				県税事務所				年度				納期限				年 月 日				年 月 日				年 月 日				延滞金				円				過少申告 加算金				円							
34												34												34																							
税 額												延滞金												円																							
過少申告・ 不申告加算金												円												重加算金												円											
納税者 コンビニ収納												領収日付印												領収日付印																							
(コンビニエンスストア本部控/県税保管)												(コンビニエンスストア店舗控/金融機関保管)												上記のとおり領収しました。																							

- 備考 1 裏面には、納付方法、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合の措置、この通知に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。
- 2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第十四号（二の二）を次のように改める。

別記様式第十四号（二の二）（法人の県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税）

<p style="text-align: center;">埼玉県 法人県民税・事業税 特別法人事業税又は地方法人特別税</p> <p style="text-align: center;">領収済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>税目コード</td> <td>納税番号</td> <td>事業年度 始期</td> <td>調定事由</td> </tr> <tr> <td>県税コード</td> <td>県税事務所</td> <td>年度</td> <td>納期限 年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">34</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>県民税</td> <td>税額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> <td rowspan="2">領収日付印</td> </tr> <tr> <td>事業税・特別税</td> <td>税額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>過少申告・不申告加算金</td> <td>円</td> <td>重加算金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(県税事務所保管)</p>	加入者名	口座番号	合計金額	円	収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	税目コード	納税番号	事業年度 始期	調定事由	県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日	県民税	税額	円	延滞金	円	領収日付印	事業税・特別税	税額	円	延滞金	円		過少申告・不申告加算金	円	重加算金	円		納税者						<p style="text-align: center;">埼玉県 法人県民税 納付書</p> <p style="text-align: center;">特別法人事業税又は地方法人特別税 (原存)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>納税番号</td> </tr> <tr> <td>事業年度 始期</td> <td>調定事由</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>過少・不申告加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金特例期間の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県税</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(金融機関保管)</p>	加入者名	口座番号	納付番号	納税番号	事業年度 始期	調定事由	税額	円	延滞金	円	過少・不申告加算金	円	重加算金	円	合計金額	円	納期限	年 月 日	延滞金特例期間の末日	年 月 日	納税者		年度	領収日付印	税目		県税		<p style="text-align: center;">埼玉県 法人県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税 督促状兼領収証書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年 度</td> <td>年度</td> <td>納税番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業年度始期</td> <td></td> <td>調定事由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定納期限</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金特例期間の末日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付指定日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり滞納となつているので至急納めてください。 この督促状は 月 日現在で納税が確認できない方に送付しておりますので、行き違いに納税された方は御容赦ください。 ゆうちょ銀行・郵便局では納めることはできません。</p> <p style="text-align: center;">埼玉県 県税事務所長</p>	年 度	年度	納税番号		事業年度始期		調定事由		納 期 限	年 月 日			指定納期限	年 月 日			延滞金特例期間の末日	年 月 日			納付指定日	年 月 日		
加入者名	口座番号	合計金額	円																																																																																										
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																																																										
税目コード	納税番号	事業年度 始期	調定事由																																																																																										
県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日																																																																																										
県民税	税額	円	延滞金	円	領収日付印																																																																																								
事業税・特別税	税額	円	延滞金	円																																																																																									
	過少申告・不申告加算金	円	重加算金	円																																																																																									
納税者																																																																																													
加入者名	口座番号																																																																																												
納付番号	納税番号																																																																																												
事業年度 始期	調定事由																																																																																												
税額	円																																																																																												
延滞金	円																																																																																												
過少・不申告加算金	円																																																																																												
重加算金	円																																																																																												
合計金額	円																																																																																												
納期限	年 月 日																																																																																												
延滞金特例期間の末日	年 月 日																																																																																												
納税者																																																																																													
年度	領収日付印																																																																																												
税目																																																																																													
県税																																																																																													
年 度	年度	納税番号																																																																																											
事業年度始期		調定事由																																																																																											
納 期 限	年 月 日																																																																																												
指定納期限	年 月 日																																																																																												
延滞金特例期間の末日	年 月 日																																																																																												
納付指定日	年 月 日																																																																																												

領収金内訳

法人県民税	税 額	円
	延 滞 金	円
	計	円
又は地方法人特別税 法人事業税・特別法人事業税	税 額	円
	延 滞 金	円
	過少申告加算金	円
	不申告加算金	円
	重加算金	円
	計	円
	合計金額	円

延滞金は納付指定日現在の計算です。

上記のとおり領収しました。

	領収日付印 (納税者保管)
--	------------------

備考 1 裏面には、納付方法、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合の措置、この通知に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。
2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第十四号（三の二）を次のように改める。

別記様式第十四号（三の二）（自動車税環境性能割、自動車税（種別割））

埼玉県 領収済通知書	自動車税	埼玉県 納付書
自動車税		自動車税 (原符)
加入者名	合計金額 円	加入者名
口座番号		口座番号
収納機 関番号	納付 番号	納付 番号
税目 コード	登録番号	登録番号
県税 コード	課税相当 年度	課税相当 年度
	自動車税	調定 事由
	年度	納期限
	年 月 日	年 月 日
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼		
34		
税額 円	延滞金 円	領収日付印
納税者 コンビニ収納		延滞金特例期間 の末日
		納税者
		年度
		税目
		県税
		領収日付印

備考 1 裏面には、納付方法、督促状を発送の日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合の措置、この通知に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。
 2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第二十七号及び別記様式第二十七号の五中「第72条の29第2項」や「第72条の29第2項若しくは第6項」に定める。

別記様式第二十四号の五中「又は地方税法附則第11条の4第1項、第4項若しくは第6項」や「、地方税法附則第11条の4第2項若しくは第4項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第11条の4第1項」に定める。

別記様式第二十六号の五中「又は地方税法附則第11条の4第2項、第5項若しくは第7項」や「、地方税法附則第11条の4第3項若しくは第5項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第11条の4第2項」に定める。

「(3) 地方税

別記様式第二十七号の三の四に定めるたよのよの事田の欄に 附則第1

(4) その他

法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第11条の4第4項に該当

()

「(3) 地方税法等の一部を改

(4) 地方税法及び国有資産

附則第11条の4第4項

」 その他 ()

正する法律（令和5年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第1等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定に該当

)

1条の4第2項に該当

規定による改正前の地方税法

に定める。別記様式第二十四号の五中「附則第11条の4第2

」

項、第5項若しくは第7項」や「附則第11条の4第3項若しくは第5項、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第11条の4第2項」に定める。

別記様式第二十一号(二)及び別記様式第二十一号(三)を次のように定める。

別記様式第六十一号 (二)

自動車税 (種別割) 納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

登録番号 (車のナンバー)
車台番号 (下10桁)
有効期限

上記については、次の1～3を除き、自動車税 (種別割) の滞納がないことを証明します。

- 1 登録番号及び車台番号欄に*があるもの
- 2 領収日付印がないもの
- 3 領収日が 　　　　　　　　　を過ぎたもの

※ 裏面をお読みください。

埼玉県自動車税事務所長 印

領 収 日 付 印	
-----------------------	--

(納税者保管)

備考 裏面には、注意事項を記載し、交付すること。

別記様式第六十一号 (三) 削除

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。